

(案)

時 分現在 第 報

令和 2 年 4 月 日  
東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

## 専決処分による条例制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により下記の条例を制定しましたので、お知らせします。

記

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例 (新設)	総務局
------------------------------------------------------------------	-----

### 〔概要〕

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定める。

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長
  - 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の特定権利利益に係る満了日を、令和○年○月○日まで延長する措置をとることができるものとする。  
※ 延長措置を講ずる具体的な特定権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、告示により別途指定
- 期限内に履行されなかった行政上の義務の免責
  - 条例等により履行期限のある義務が、新型コロナウイルス感染症のまん延により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、令和●年●月●日まで履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないものとする。

### 〔施行期日〕

公布の日